

公職選挙法の一部を改正する法律案概要

第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成

※ 公営の前提としてのビラ頒布解禁については、「第二」参照

- ③ 選挙運動用ポスターの作成

第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。